

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月
千葉県木更津市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	21
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	24
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	25
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	26
第7 その他	38
別紙1(第6の2の(1)⑥関係)	40
別紙2(第6の2の(2)関係)	41

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

木更津市は、千葉県の中央西部に位置し、豊かな土地と温暖な気候条件に加え、生産物の大消費地である首都近郊という立地条件を生かし、米、野菜、果樹、畜産等均衡のとれた農業が展開されている。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う遊休農地の増加等、諸問題を抱えている。一方、東京湾アクアライン、館山自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の開通、かずさアカデミアパーク構想の進捗とともに市内において都市的開発が計画され、市街化が進展してきている。

このような中で木更津市は一層の農業振興を図るため、下記の3点を重点に、令和5年度を基準年度、令和14年度を目標年次とし、農業経営基盤の強化を推進する。

(1)地域の特性を生かした安全で多彩な農業生産の推進

(2)多様な人材の確保・育成

(3)農地の保全と担い手への集積

また、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、農業地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 農業構造の動向と見通し

木更津市の農業構造については、下記表のとおりである。個人経営体の総数は減少傾向にあり、副業的経営体の占める割合が増えてきている。副業的経営体は65歳未満の自営農業者がいない世帯であり、個人経営体の中で本市の過半を占めており、農業従事者の高齢化が顕著になっている。

	主業 経営体 (経営体)	割合 (%)	準主業 経営体 (経営体)	割合 (%)	副業的 経営体 (経営体)	割合 (%)	計 (経営体)
2000年	252	15	629	37	812	48	1,693
2005年	195	15	494	37	655	48	1,344
2010年	168	15	365	33	586	52	1,119
2015年	118	13	272	29	548	58	938
2020年	119	17	128	18	466	65	713

主業経営体：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体：農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業的経営体：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

今後も農家数の全体的な減少は進行すると考えられるが、近年の主業経営体数は横ばいとなっており、引き続き幅広い支援策により農業者の確保に努めていく。また、経営規模を縮小するあるいは離農する農家の農地については、地域計画の農業を担う者へ地域の実情と農業者の経営状況に応じて、農地中間管理機構を活用し、段階的に集約を進めていく。地域の特性を活かした農産物の生産・販売のネットワーク化や、果樹等による観光農園、農業体験施設等により農業所得の増大を目指した農業構造への転換を促進するものとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

木更津市は、上記の農業構造の現状及び見通しのもとに、農業が魅力とやりがいのある職業として選択し得るものとなるよう将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を示し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るためには、育成すべき経営体を明確にし、その経営体に重点的な施策を講ずることが効果的である。その育成すべき経営体として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）をもって充てることとする。具体的な経営の指標は、木更津市及び近隣市町村において現に成立している優良な経営体の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり520万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指していくものとする。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

ア 個別経営体の育成方向

家族労働力を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、必要に応じて雇用労働力を入れ、概ね520万円程度の年間労働所得を得る事の出来る経営体の育成を目指していくものとする。このため、家族経営協定の締結等を踏まえ、経営の法人化（1戸1法人）を推進する。

イ 組織経営体の育成方向

(ア) 水田農業

ほ場整備により、大規模汎用化が可能な中郷、清川、富来田地区の稲作を中心とする地域農業経営体について、集落単位を基礎として組織化を推進する。また地域の实情と農業者の経営状況に応じて、地域計画に基づいた農用地の集約を段階的に進め、経営規模の拡大を図る。また、先進技術の導入、共同機械施設の整備を図り

高効率、低コスト化を目指す法人の設立を促進する。

(イ) 園芸・果樹農業

鎌足、富来田地区等を中心とした園芸・果樹農業については、既存施設園芸の作型、品種の改善や新規作目の導入、品種の改善による高収益化を図り、産地間競争を勝ち抜ける産品作りや市場の需要動向に対応できる経営体を育成するものとする。

(ウ) 畜産農業

鎌足、富来田地区を中心とした畜産農業については、雇用労力を確保するため、広域的な範囲での生産者組織の一本化による組織充実を図り、ヘルパー制度の導入により従事者の休日確保を図っていくものとする。また、耕種農家との連携により、糞尿の堆肥化等により周辺環境に影響を及ぼすことのない経営体を育成していくものとする。

(エ) 新たな展開としての農業

東京湾アクアラインの開通及びこれに付随する関連施設の整備により都市的な開発が進むとともに、東京都、神奈川県等の大都市住民との更なる交流の増加が予想される。この本市を取り巻く状況の変化の中、これまでに少なかった観光体験農園や市民農園あるいは農産物直売所または滞在型農業体験施設等に取り組む農業者を育成していくとともに、本市の農業振興の柱の一つとして「有機農業の推進」を位置づけ、有機米、有機野菜の生産促進により産地間競争を勝ち抜ける農作物のブランド作りに取り組んでいくものとする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援

ア 農用地の流動化に係る支援

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、地域計画において地域内の農業を担う者の中心と位置づけられるように地域や関係各機関と連携し、農用地の集積による経営規模の拡大、効率化へつなげていくものとする。併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進するものとし、木更津市農業協同組合農作業受委託推進協議会との連携の下、経営規模拡大指向農家を支援していくものとする。

イ 資金の支援に関する支援

低利の農業制度金融(日本政策金融公庫資金・農業近代化資金等)の活用、普及を推進するとともに、木更津市農業協同組合等関係機関と協調し、迅速な融資の実行に努める。

ウ 補助労働力の確保に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援するため、木更津市農業協同組合農作業受委託推進協議会によるあっせんを促進する。また、畜産農業については、従事者の休日確保が非常に困難であるため、ヘルパー制度の導入を一層推進するものとする。

エ 農業経営体間の連携に係る支援

土地利用型農業について、農作業の連続性を確保するため、経営体間の連携により適切な農用地の利用が図られるよう推進していくものとする。また、持続性の高い農業生産を確保するため、家畜糞尿を有効な有機資源としてとらえ、土づくりや化学肥料・農薬の低減を行う農業技術を導入し得るよう、土地利用型農業と畜産農業との連携を促進するものとする。

オ 農業経営体の資質の向上に関する支援

木更津市は、農業経営改善支援センターによる巡回指導や君津農業事務所改良普及課と連携し、農業経営体育成セミナー等を活用することにより、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行うものとする。なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の指導等を重点的に行うものとする。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)新規就農の現状

近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりでなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農業の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人等へ就業するなど多様化している。

また、木更津市の平成26年から令和4年までの認定新規就農者数の平均は3.9人となっているが、従来からの基幹作物を生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、木更津市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ、木更津市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

木更津市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円程度)を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介、技術・経営面については君津農業事務所、木更津市農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1)優良農地を確保するための基本的な方向

木更津市の農地は、農業生産基盤であると同時に市内全域の環境保全に大きな役割を果たしており、その公益的機能は農業者のみならず、市民にとって必要不可欠なものである。また、本市の農業振興を図るため、農業振興地域整備計画における農用地を対象に優良農地として確保していくものとし、無秩序な転用開発を防止する。ただし東京湾アクアライン接岸地区、中心市街地北側、東京湾アクアラインと館山自動車道交差部北側及び首都圏中央連絡自動車道地域については、農用地を対象とした開発が進んでおり、これらの地区については、都市整備計画等と整合を図っていくものとする。

(2)土地基盤整備の基本的な方向

中郷、富来田地区の平坦な水田地域においては、大区画汎用水田への整備を進めていくのと同時に、機械利用の効率化を図ることにより、コストの低減を図るものとする。清川、鎌足、富来田の山間谷津田については、地域水源の涵養、土砂災害の防止等の機能が維持出来るよう農道、農用水路の整備を進めていくものとする。鎌足、富来田地区等の園芸地帯については、高規格道路の開通により大消費地への時間的距離短縮による生産量の拡大に対応できる体制を整えるとともに、多様化する消費者の要求に応じられるような機械・施設の整備を推進する。金田、岩根地区においては、東京湾アクアラインや三井アウトレットパークなどの商業施設を中心とした、都市的な開発地区として位置付けられているため、開発計画と整合を図り当面農業的な利用を続ける地区においては、従来のほ場整備地区の維持保全に係る整備を実施していくものとする。なお、土地基盤整備等の農業農村整備事業の実施に当たっては、受益者の十分な理解のもと、土地改良事業計画に則し実施していくものとする。

5 農業生産の現状と今後の誘導方策

(1)水稻部門

本市の農地面積 2,338haのうち、田は79.1%を占めており、令和4年の水稻作付面積は802haとなっている。大半が個別的な経営体であり、今後は大型ほ場・用排水の整備を促進し、生産効率の向上や「みどりの食料システム戦略」に基づく有機農業を推進することで、環境に配慮した米等を安定して生産・供給できるよう取り組んでいく。

(2)園芸部門

木更津市の園芸作物は、レタス、インゲン、ミニトマト、キャベツ、ハウレンソウ、ネギ、レンコン等年間を通じて多品目が生産されているものの、生産量が少量であるため、市場における価格形成の主導権を握れる状況にはなく、この現状が継続すると考えられる。今後は、先進的な技術の導入により、高品質高付加価値農産物の栽培を推進するとともに、回転率の高い軟弱野菜、施設型の花き等都市近郊農業としての立地条件を生かした営農形態に誘導していくものとする。

(3)果樹部門

木更津産の果樹は、梨、キウイフルーツ、ブルーベリー、柿、いちじく、パッションフルーツ等が生産されている。今後は、現在の共販体制を維持しつつ、直売所の設置、観

光農園、収穫体験への誘導等収入の向上、安定を目指すものとする。また、園芸果樹部門とも畜産農家との連携を図り、堆肥を有効活用することにより、農薬、化学肥料を抑えた持続性の高い農業生産を確保していくものとする。

(4)畜産部門

木更津市の畜産は、経営戸数が減少しつつも、鎌足、富来田地区を中心に行われている。家畜排せつ物法により、糞尿の適正処理や悪臭、害虫の発生を防止するため、総合的な畜産環境保全対策や家畜の衛生対策の強化を図るものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に木更津市及び
周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、木更津市における主要な営農類型について示す
と次のとおりである。

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 +露地野菜 +水稲 (家族経営)	水稲 250a さやいんげん 10a トウモロコシ 160a レタス 40a ターサイ 150a ブロッコリー 20a 労働力 家族 4名 (主たる従 事者 2名) 常雇用 0名	所得 1,107 万円 労働時間 5,550 時間 ※経営全体	[資本装備] ・パイプハウス ・移植機(4条) ・トラクター ・管理機 ・動力噴霧器 ・作業場 ・予冷库 [技術内容] ・セル成型苗の利用 ・適期病害虫防除 ・適正な品種の組合 せ ・倒伏防止策 ・適正な育苗管理 ・適正な水管理	・家族経営協定 ・会計ソフト活用 ・作業の外部化 ・農業事務所や農 協による技術指 導による栽培技 術の向上	・月給制 ・計画的な休日の実施 ・作業の分担 ・臨時雇用の活用

【算定根拠】

1. 品目	さやいんげん	レ タ ス	水 稻	ターサイ	トウモロコシ	ブロッコリー
2. 規模(a)	10	40	250	150	180	20
3. 生産量(kg)	2,800	11,200	13,500	14,000	27,000	2,000
4. 単価(円/kg)	600	140	180	870	260	390
5. 所得率(%)	48	50	30	35	60	35
6. 単位規模当たり 労働時間(h/10a)	200	150	40	150	70	120
7. 総労働時間(h)	200	600	1,000	2,250	1,260	240
8. 1時間当たりの 労賃(円)	雇用者	—				
9. 借入地面積						
10. 10a あたり地代						

農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜＋ 水稲 (家族経営)	レタス 250a トウモロコシ 220a ターサイ 30a 水稲 600a 水稲作業受託 100a パイプハウス 20a 労働力 家族 4 名 (主たる従 事者 1 名) 常雇用 1 名	所得 597万円 労働時間 9,720 時間 ※経営全体	[資本装備] ・トラクター ・畔塗機 ・ロータリー ・ドライブハロー ・側条施肥田植機 ・自脱型コンバイン ・トラック ・移植機 ・糞摺機 ・レタス包装機 ・育苗ハウス ・動力噴霧機 ・管理機 ・農機具格納庫兼 農作業施設 [技術内容] ・セル成型苗の利用 ・適期病虫害防除 ・適正な品種の組合せ ・適正な育苗管理 ・適正な水管理 ・倒伏防止策 ・ライスセンター利用	・家族経営協定 ・利用権設定 ・ほ場の基盤整備 ・中小企業診断士等 の専門家の活用	・月給制 ・計画的な休日の実施 ・労働時間の把握 と適正な作業配分

【算定根拠】

1. 品目	レ タ ス	トウモロコシ	ターサイ	水 稲	水 稲 作 業 受 託
2. 規模(a)	250	220	30	600	100
3. 生産量(kg)	70,000	61,600	4,500	32,400	
4. 単価(円/kg)	119	116	119	181	40,000(円/10a)
5. 所得率(%)	23	30	30	23	
6. 単位規模当たり 労働時間(h/10a)	220	90	280	20	20
7. 総労働時間(h)	5,500	1,980	840	1,200	200
8. 1時間当たりの 労賃(円)	雇用者	1,000			
9. 借入地面積					
10. 10a あたり地代					

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作 (家族経営)	畑 410a すいか 40a 白菜 50a 落花生 150a ごぼう 15a キャベツ 60a ブロッコリー 20a さつまいも 10a 労働力 家族 3 名 (主たる従事 者 1名) 常雇用 0 名	所得 523 万円 労働時間 2,100 時間 ※経営全体	[資本装備] ・トラクター ・育苗ハウス ・深耕ロータリー ・シードマルチャー ・管理機・定植機 ・防除機・洗浄機 ・堆肥舎 ・農用トラック ・軽トラック ・ホイールローダー ・ソイルリフター ・作業場 ・肥料散布機・ 堆肥散布機 [技術内容] ・作物ローテーション による連作障害の回 避 ・簡易被覆資材の導 入による長期出荷 ・畑地かんがいの利用 ・機械化による作業 効率の向上	・家族経営協定 ・多品目専作経営 ・品目毎の作業 管理 ・パソコンによる 経営販売管理 ・定期的な研修の 実施 ・補助者の作業 平準化 ・機械化による 作業の省力化 ・堆肥(家畜、草)や 米ぬかを使用し て、肥料費の 削減を図る	・月給制 ・計画的な休日の実施 ・雇用管理 ・省力化のための機械 の操作検討 ・作業分担の明確化

【算定根拠】

1. 品目	す	い	か	白	菜	落	花	生	ご	ぼ	う	キャベツ	ブロッコリー	さつまいも
2. 規模(a)	40	50	150	15	60	20	10							
3. 生産量(kg)	16,800	35,000	4,020	3,000	25,200	2,000	2,500							
4. 単価(円/kg)	300	60	700	215	82	320	224							
5. 所得率(%)	30	37	60	37	26	50	28							
6. 単位規模当たり 労働時間(h/10a)				60										
7. 総労働時間(h)				2,100										
8. 1時間当たりの 労賃(円)	雇用者	—												
9. 借入地面積														
10. 10a あたり地代														

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 + 水稻 (家族経営)	ハウス 20a 抑制トマト 20a 半促成キュウリ 10a 水稻 1,500a 労働力 家族 4 名 (主たる従 事者 1 名) 常雇用 0 名	所得 576 万円 労働時間 5,699 時間 ※経営全体	[資本装備] ・ビニールハウス ・環境制御装置 ・加温装置 ・無人防除機 ・土壌消毒機 ・自動かん水装置 ・液肥混入機 ・選果機・トラクター ・トラック ・田植機 ・乾燥機 ・コンバイン [技術内容] ・土づくり ・栽培管理技術 ・病虫害防除体系 (薬剤ローテーション、接 木、天敵利用、省 力散布技術) ・土壌分析による 施肥 ・商品化率の向上 ・連作障害対策	・家族経営協定 ・高度な栽培技術に よる高品質、多収 ・パソコンによる 経営販売管理 ・定期的な研修の 実施 ・補助者の作業平 準化 ・作業日誌管理の 記帳と活用 ・有利販売の検討 ・作業場改善	・パート労力の活用 ・月給制 ・計画的な休日の実施 ・作業分担の明確化

【算定根拠】

1. 品目	抑 制 ト マ ト	半促成キュウリ	水 稻
2. 規模(a)	20	10	1,500
3. 生産量(kg)	12,000	10,000	75,600
4. 単価(円/kg)	350	200	190
5. 所得率(%)	35	35	25
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	900	1,049	19
7. 総労働時間(h)	1,800	1,049	2,850
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 —		
9. 借入地面積	約 16ha		
10. 10a あたり地代	12,000 円もしくは米1俵		

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 (家族経営)	ガラス温室 140a ミニトマト 140a 労働力 家族 4 名 (主たる従事 者 3 名) 常雇用 2 名	所得 1,520 万円 労働時間 14,126 時間 ※経営全体	[資本装備] ・ガラス温室 ・養液栽培装置 ・複合環境制御装置 ・パソコン ・環境計測装置 (温度、湿度、日射 量、風速、炭酸ガス 濃度、養液管理) ・加温装置 ・選果機・パック詰機 [技術内容] ・養液栽培技術 ・栽培管理技術 ・病虫害防除体系 (薬剤ローテーション、接 木、天敵利用、省 力散布技術) (・環境複合制御によ る省力化)	・家族経営協定 ・出荷形態の簡素化 ・高度な栽培技術に よる高品質、多収 ・パソコンによる 経営販売管理 ・定期的な研修の 実施 ・補助者の作業平 準化 ・作業日誌管理の 記帳と活用 ・有利販売の検討	・パート労力の活用 ・月給制 ・計画的な休日の実施 ・雇用管理 ・作業分担の明確化

【算定根拠】

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 品目 | ミニトマト |
| 2. 規模(a) | 140 |
| 3. 生産量(kg) | 181,000 |
| 4. 単価(円/kg) | 350 |
| 5. 所得率(%) | 24 |
| 6. 単位規模当たり労働時間(h/10a) | 1,009 |
| 7. 総労働時間(h) | 14,126 |
| 8. 1時間当たりの労賃(円) | 雇用者 1,000 |
| 9. 借入地面積 | |
| 10. 10a あたり地代 | |

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設花き 専作 (家族経営)	観葉植物類 66a(温室) 110a (露地・畑) 労働力 家族 3 名 (主たる従事 者 2 名) 常雇用2名	所得 1,500 万円 労働時間 9,840 時間 ※経営全体	[資本装備] ・温室 ・パイプハウス ・堆肥小屋 ・倉庫 ・直売所(30 坪) ・トラック ・軽トラック ・バン ・フォークリフト ・タイヤショベル ・コンテナ車 [技術内容] ・底面かん水技術の 導入 ・自動かん水設備 ・施肥管理の合理化 ・商品化率の向上 ・セル成型苗の利用 ・省エネ生産技術 ・間引き剪定材の堆 肥化	・青色申告 ・消費者ニーズに合 わせた経営判断 ・経営分析による経 営の健全化 ・注文販売による販 路拡大 ・月別売上の均一 化(売り上げのバ ラつきをなくす。)	・作業の効率化による労 働時間の削減 ・設備の改善による省力 化 ・作業環境の整備

【算定根拠】

1. 品目	観葉植物 (温室)	観葉植物 (露地・畑)
	(オーガスタ、ヤシ類、青竹、黒竹、布袋竹、コーヒー、ゴムノ キ、ドラゴンフルーツ、マンゴー、バナナ他 計93種)	
2. 規模(a)	66	110
3. 生産量(鉢)		100,000
4. 単価(円/kg)		—
	※品目により単価が変わるため(多品目少量生産)	
5. 所得率(%)		—
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)		560
7. 総労働時間(h)		9,840
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 1,200	
9. 借入地面積	20	
10. 10a あたり地代	—	

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設花き + 水稻 + 露地野菜 + 施設野菜 (家族経営)	洋ラン 10a 水稻 900a 野菜苗 5.4a とうもろこし 70a 枝豆 50a 労働力 家族 3 名 (主たる従 事者 1 名) 常雇用 0 名	所得 528万円 労働時間 3,324 時間 ※経営全体	[資本装備] ・ハウス(花き用) ・ハウス(水稻用) ・トラクター ・田植え機 ・コンバイン ・軽トラック ・もみすり機 ・乾燥機 ・休憩室 ・移植機 ・播種機 ・フレコン用軽量 ユニット [技術内容] ・機械化による作業 の効率化 ・消費ニーズに合わ せた品種栽培	・家族経営協定 ・青色申告の実施 ・部門別経営記帳に よる経営状況の把 握 ・地産地消の作目 経営	・就業規則の整備 ・臨時雇用による負担軽 減

【算定根拠】

1. 品目	洋ラン	水稻	苗(玉ねぎ) 50 本/束	とうもろこし	枝 豆
2. 規模(a)	10	900	5.4	70	50
3. 生産量(kg)	2,000 鉢	48,600	270,000 本	9,800	2,500
4. 単価(円/kg)	500 円/鉢	180	350/束	200	600
5. 所得率(%)	15	30	41	60	37
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	80	19	139	62	61
7. 総労働時間(h)	800	1,710	75	434	305
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者	—			
9. 借入地面積	田:40a	その他:414a			
10. 10a あたり地代	7,000 円				

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹専作 (日本なし・ 直売) (家族経営)	果樹園 230a 梨 労働力 家族 4名 (主たる従 事者 3名) 常雇用0名	所得 1,613万円 労働時間 7,680 時間 ※経営全体	[資本装備] ・果樹棚 ・果樹園用低床トラク ター ・乗用草刈機 ・マニュアルブレッダー ・スピードプレイヤー ・ブロードキャスター ・軽トラック ・軽ワンボックス ・ユンボ ・直売場 ・選果場 ・選果機 ・粗皮削機 ・機械用納庫 ・電気柵 ・多目的防災網 ・休憩所 [技術内容] ・計画的改植 ・適期の管理作業	・青色申告の実施 ・複式簿記 ・顧客管理 ・生産管理(計画的 改植、苗木の適正 管理、適期適正管 理)	・パート労力の活用 ・省力化のための機械 導入

【算定根拠】

1. 品目	幸水	豊水	新高
2. 規模(a)	110	90	30
3. 生産量(kg)	27,500	25,200	8,400
4. 単価(円/kg)	600	600	600
5. 所得率(%)	44	44	44
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	350	340	260
7. 総労働時間(h)	3,840	3,072	768
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 —		
9. 借入地面積			
10. 10a あたり地代			

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹 (日本なし・ 直売主体) ＋水稲 (家族経営)	果樹園 110a 水稲 200a 労働力 家族 3 名 (主たる従事 者 1 名) 常雇用 0 名	所得 658 万円 労働時間 3,774 時間 ※経営全体	[資本装備] ・果樹棚 ・トラクター ・スピードスプレーヤー ・軽トラック ・運搬車 ・選果機 ・直売所兼作業所 ・育苗ハウス ・田植機 ・コンバイン ・多目的防災網 [技術内容] ・計画的改植 ・省力的樹形 ・品種選定による作 業の効率化 ・消費ニーズに合っ た新品目生産	・直販の拡大と販路 の安定化 ・管理受託による低 コストな規模拡大 ・顧客管理のシステ ム化 ・顧客管理と販売品 目等の紐づけによ る経営分析 ・経営管理における パソコン活用	・休日の確保 ・雇用管理による負担軽 減

【算定根拠】					
1. 品目	日本なし (幸水、豊水、新高)	水稲			
2. 規模(a)	110 (幸水 60、豊水 30、新高 20)	200			
3. 生産量(kg)	22,000	9,600			
4. 単価(円/kg)	600	230			
5. 所得率(%)	44	35			
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	273	39			
7. 総労働時間(h)	3,000	774			
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 —				
9. 借入地面積	1.5ha	3ha			
10. 10a あたり地代	16,000 円				

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養豚一貫 経営	養殖雌豚 120頭 養殖雄豚 10頭 労働力 家族4名 (主たる従事者 2名) 常雇用1名 臨雇用2名	所得 1,064 万円 労働時間 9,020時間 ※経営全体	[資本装備] ・分娩、子豚、 繁殖、肥育豚舎 ・自動給餌装置 ・自動給水装置 ・糞尿処理施設 ・污水处理施設 ・堆肥舎 ・脱臭装置 ・バケットローダー ・倉庫・飼料タンク [技術内容] ・系統豚の利用 ・無看護分娩 ・繁殖豚の群管理 ・効率的な肥育管 理	・パソコン利用によ る経営管理 ・正社員の導入 ・パートの導入 ・補助者の確保 ・有利販売	・月給制 ・計画的な休日の実施 ・常雇用 ・臨雇用

【算定根拠】						
1. 品目	繁殖雌豚	繁殖雄豚	生産量		堆 肥	加工品 (ベーコン・ ソーセージ)
2. 規模(頭)	120	10	2,500			
3. 生産量(kg)			197,000	※1 頭あたり 78.8kg	11,000 袋	
4. 単価(円/kg)			480		約 82 円	280,000 円
5. 所得率(%)			10			
6. 単位規模当たり労働 時間(h/繁殖雌豚 1 頭当 り)			約75			
7. 総労働時間(h)			9,020			
8. 1時間当たりの労賃 (円)	常雇用 1,300 臨雇用 1,000					
9. 借入地面積						
10. 10a あたり地代						

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
採卵鶏 (法人経営)	採卵鶏 550,000 羽 労働力 主たる従事者 4 名 臨雇用 15名	所得 5,350 万円 労働時間 66,000 時間 ※経営全体	[資本装備] ・ウインドレス 鶏舎(6 棟) ・攪拌発酵設備 ・密閉式発酵装置 ・天日舎 ・倉庫・飼料タンク ・糞尿処理施設 ・自動給餌装置 ・自動集卵機 ・自動除糞機 ・ダンプトラック ・ホイールローダー [技術内容] ・光線管理 ・効率的な生育段階 別飼料給与 ・効率的な糞処理 ・鳥インフルエンザ 等の防疫対策の 徹底	・パソコン利用による飼養管理技術及び経営管理 ・正社員の導入 ・飼養衛生管理基準の遵守	・月給制 ・計画的な休日の実施 ・保険加入 ・作業環境の整備

【算定根拠】

1. 品目	採卵鶏	
2. 規模(羽)	550,000	
3. 生産量(kg)	8,400,000	※採卵量約 15.27kg/1 羽・年
4. 単価(円/kg)	—	
5. 所得率(%)	—	
6. 単位規模当たり労働時間(h/100 羽)	12	
7. 総労働時間(h)	66,000	(550,000 羽×12h/100 羽)
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 1,000	
9. 借入地面積		
10.10a あたり地代		

f 営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作 (家族経営)	水稻 14ha 労働力 家族 1名 (主たる従事者 1名) 常雇用0名	所得 535万円 労働時間 2,145 時間 ※経営全体	〔資本装備〕 ・トラクター ・グレイダスローダ付 トラクター ・トラクター草刈り機 ・トレーラー ・ハロー ・ブロードキャスター ・田植機 ・コンバイン ・トラック ・畔塗り機 ・背負い動噴 ・散布機 ・育苗ハウス ・農舎屋 ・乾燥機 ・フォークリフト 〔技術内容〕 ・労働力不足解消のためのフレコン活用 ・先端技術の導入	・中間管理機構の活用 ・ほ場の団地化 ・制度資金の活用 ・青色申告の実施 ・飼料用米の増産 ・経営管理におけるパソコン活用	・高機能農機の活用による作業時間の効率化 ・繁忙期に臨時雇用を活用

【算定根拠】

1. 品目	水稻
2. 規模(a)	1,650
3. 生産量(kg)	99,000
4. 単価(円/kg)	180
5. 所得率(%)	30
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	13
7. 総労働時間(h)	2,145
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 —
9. 借入地面積	田:11.89ha
10. 10a あたり地代	6,000 円

営農類型	規 模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹専作 (観光直売ブ ルーベリー) (家族経営)	果樹園 ブルーベリー 150a 栗 50a 労働力 家族 4 名 (主たる従事 者 1 名) 常雇用0名	所得 618万円 労働時間 5,960 時間 ※経営全体	[資本装備] ・トラクター ・自走式草刈機 ・軽トラック ・3tトラック ・冷凍冷蔵庫 ・乗用草刈機 ・休憩室 [技術内容] ・別の系統の品種も 作付けし、観光の営 業期間の延長化 ・メディアへの PR 活動 ・ド根性栽培 ・省力化 ・有機肥料の使用	・家族経営協定 ・青色申告の実施 ・複式簿記 ・経営管理における パソコン活用 ・詳細な経営分析の 実施	・パート雇用の確保 ・シーズン中の休暇確保

【算定根拠】

1. 品目	ブルーベリー (ラビットアイ)	ブルーベリー (ハイブリッシュ)	栗
2. 規模(a)	100	70	100
3. 生産量(kg)	4,500	1,400	2,000
4. 単価(円/kg)	3,000	2,500	500
5. 所得率(%)	35.8	30	30
	※ブルーベリー収入の内加工品・ 農園併設カフェによる収入 1,103,000 円とする		
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	208	297	180
7. 総労働時間(h)	2,080	2,080	1,800
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 —		
9. 借入地面積	40		
10. 10a あたり地代	20,000		

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
観光農業 (いちご)+ 水稲 (家族経営)	ハウス 4872.7m ² (育苗ハウス 688m ² 含) 労働力 家族3名 (主たる従 事者1名) 常雇用2名	所得 787万円 労働時間 2,180時間 ※経営全体	[資本装備] ・パイプハウス ・鉄骨ハウス ・トラクター ・いちご高設栽培システム ・暖房機 ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・1tトラック ・業務用自動車 ・作業場、倉庫 ・予冷库 ・育苗ハウス ・直売所 ・休憩室 [技術内容] ・「ちばエコ農産物」認証 ・栽培管理の記録 ・適期病害虫防除 ・適性な肥培管理	・家族経営協定 ・青色申告の実施 ・経営管理におけるパソコン活用	・研修生の受け入れ ・臨時雇用の導入

【算定根拠】

1. 品目	いちご(観光)	いちご (ゼリー)	いちご (ジャム)	水稲
2. 規模(a)	42			200
3. 生産量(kg)	20,790	150箱	1,000個	10,800
4. 単価(円/kg)	1,900円/人 (一人当たり平均消費量 1.28kg)	1,200 円/箱	700 円/個	200
5. 所得率(%)	23	15	15	30
6. 単位規模当たり労働時間 (h/10a)		450 (※加工品の作業時間も含む)		19
7. 総労働時間(h)		1,800		380
8. 1時間当たりの労賃(円)	雇用者 1,000			
9. 借入地面積	32a			
10. 10aあたり地代	10,000円			

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が所得及び労働時間とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に木更津市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、木更津市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果樹専作 (日本なし) (家族経営)	畑 55a 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1名)	所得 283万円 労働時間 2,000 時間 ※経営全体	[資本装備] ・果樹棚 ・多目的防災網 ・スピードスプレーヤー ・トラクター ・乗用モア ・運搬車 ・バックホー [技術内容] ・栽培管理の記録 ・計画的改植 ・省力的樹形 ・品種選定による作業の効率化 ・消費ニーズに合った新品目生産	・パソコンによる経営・労務管理	・定期的な休日の取得
【算定根拠】					
1. 品目		幸水	豊水	新高	その他
2. 規模(a)		30	15	5	8
3. 生産量(kg)		3,000	2,400	750	1,000
4. 単価(円/kg)		800	780	800	800
5. 所得率(%)		50	50	50	50
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)			360		
7. 総労働時間(h)			2,000		
8. 1時間当たりの労賃(円)		—			
9. 借入地面積		—			
10. 10a あたり地代		—			

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 専作 (家族経営)	畑120a 労働力 家族1人 (主たる従 事者1名)	所得 272万円 労働時間 2,100 時間 ※経営全体	[資本装備] ・トラクター ・管理機 ・乗用型管理機 ・播種機 ・ブームスプレーヤー ・根切り機 ・保冷库 ・軽トラック ・調製作業用 ユニットハウス [技術内容] ・栽培管理の記録 ・セル成型苗の利用 ・適期病害虫防除 ・適切な品種の組合 せ ・適性な肥培管理	・農作業日誌の記帳 活用 ・パソコンによる経 営・労務管理	・定期的な休日の 取得 ・常勤パートの 導入

【算定根拠】

1. 品目	ニンニク	コ マ ツ ナ (初夏どり)	コマツナ (初秋どり)	ホウレンソウ (春どり)	ホウレンソウ (秋冬どり)
2. 規模(a)	10	25	25	25	25
3. 生産量(kg)	1,000	3,750	3,750	2,500	2,500
4. 単価(円/kg)	800	400	400	600	600
5. 所得率(%)	40	40	40	40	40
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)			200		
7. 総労働時間(h)			2,000		
8. 1時間当たりの労賃(円)	—				
9. 借入地面積	100a				
10. 10a あたり地代	10,000 円				

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
観光農業 (いちご) (家族経営)	いちご 20a 労働力 家族 3 人 (主たる従 事者 1名)	所得 306 万円 労働時間 2,400 時間 ※経営全体	[資本装備] ・連棟パイプハウス ・いちご高設栽培システム ・炭酸ガス発生装置 ・暖房機 ・動力噴霧器 ・自動換気装置 ・自動灌水装置 ・軽トラック [技術内容] ・環境制御システムの活用 ・栽培管理の記録 ・適期病虫害防除 ・適性な肥培管理	・パソコンによる 経営・労務管理	・定期的な休日の取得 ・機械化による 労働時間短縮

【算定根拠】

1. 品目	いちご(観光)
2. 規模(a)	20
3. 生産量(kg)	6,000
4. 単価(円/kg)	1,700
5. 所得率(%)	30
6. 単位規模当たり労働時間(h/10a)	1,200
7. 総労働時間(h)	2,400
8. 1時間当たりの労賃(円)	—
9. 借入地面積	40a
10. 10a あたり地代	17,000 円

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

・木更津市の基幹作物である水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。さらに、本市の農業振興の柱の一つとして「有機農業の推進」を位置づけ、有機米、有機野菜の生産促進や産地間競争を勝ち抜ける農作物のブランド作り、それらを用いた加工品の付加価値向上を目指し、有機農業に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度の活用や有機 JAS の登録認証取得に関し、千葉県農業者総合支援センターや君津農業事務所等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、木更津市農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

・更に、農業従事者の安定確保を図るため、また生産現場の人手不足、農作業の負担軽減のために農作業請負やスマート農業の導入など次世代型の農業支援サービスの定着を促進する。

・加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、マルチワークの一つとして農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に密着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修や交流会の実施等の支援を行う。

2 主体的に行う取組

・木更津市は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、君津農業事務所改良普及課(普及指導センター)や木更津市農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得や資金調達に関するサポートを行う。

・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面での様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

・さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

・木更津市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金の国による支援策や千葉県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

・木更津市は、千葉県、農業委員会、木更津市農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械の取得、生活・住居等に関する情報提供など、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。

②個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

・木更津市は、木更津市農業協同組合等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県等へ情報提供する。

・農業を担う者の確保のため、木更津市農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県等の関係機関へ情報提供し就農希望者とのマッチングを促す。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう君津農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

・効率的かつ安定的な農業経営を営む者(個別経営体・組織経営体)に対する農用地の集積に関する目標を示すと、次に掲げるとおりである。

区 分	農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア ($B/A \times 100$)
	【ha】	【ha】	【%】
水 田	1,770	1,206	68
畑	464	134	29
合 計	2,234	1,340	60

(注)1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標には、基幹的作業(水稻については耕起、代かき、田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

2 目標年次はおおむね10年後とする。

3 現状(令和3年度末時点)の農用地利用集積の状況について、農用地面積は

2,424ha(水田 1,890ha、畑 534ha)、利用集積面積は 214ha(水田 186ha、畑 28ha)、担い手への農地利用集積率は 4.5%(水田 4.9%、畑 3.2%)である。

・木更津市内各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を軸としながら、千葉県、木更津市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整につとめ、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

・担い手不足の地域においては、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

木更津市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、木更津市の中山間地域(波岡、鎌足、富来田地区)においては、水稻の他に果樹・園芸農業が行われているが、狭隘な農地が偏在しており遊休農地が多く存在している状況である。市域全体としては農業従事者の高齢化と担い手の減少等から本市の農業を取り巻く環境は厳しくなっている。

(2)今後の農地利用等の見通し

今後は更に農業従事者の高齢化が進み、担い手への集約化が図られない場合、遊休農地や荒廃農地の増加が懸念される。

(3)認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集約化の将来の望ましい農地利用の在り方またこれを実現するための具体的な取組の内容

農業資材やエネルギー価格の高騰など、農業を取りまく環境が厳しさを増す中、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の面的な集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させ、農業の効率化、生産性の向上に繋げる。

(4)関係団体との連携体制

木更津市、農業委員会、農地中間管理機構、木更津市農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域と共に地域計画の策定を進めることで、最善な農用地利用を促し、農業振興と共に農用地の集積を加速させる。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

木更津市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、木更津市農業の地域特性、即ち水稻を中心としつつ多様な農畜生産の展開や、兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方

針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

木更津市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1)第18条第1項の協議の場の設置方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとする。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、木更津市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

③参加者

農業者、木更津市、農業委員、農地利用最適化推進委員、木更津市農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応は、木更津市農林水産課で行う。

(2)第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図

るため、活性化計画の策定について検討する。

(3)その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

木更津市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・木更津市農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。また、併せて農用地利用集積等促進計画に記載された内容が、当該地域計画の達成に資するかも確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があると認められる場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農

業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50 第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 木更津市への確約書の提出や木更津市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2)利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分及び株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3)開発を伴う場合の措置

①木更津市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地について利

用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②木更津市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定期期

①木更津市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

②木更津市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5)要請及び申出

①木更津市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、木更津市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②木更津市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移

転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

①木更津市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

②木更津市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、木更津市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④木更津市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

①利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

②①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦①に規定する者の農業経営の状況

(8)同意

木更津市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

(9)公告

木更津市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を木更津市の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

木更津市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12)紛争の処理

木更津市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取消し等

①木更津市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②木更津市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないとめられるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③木更津市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②の ア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を木更津市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④木更津市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤木更津市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施を促進するための方策

木更津市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

さらに、農用地利用改善団体等に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体等が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものが、農用地利用規程の認定を受けようとするときは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱様式第4号により申請書1通及びその写し1通に所要の添付資料を添えて木更津市に提出し、農用地利用規程について木更津市の認定を受けることができる。

②木更津市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のウに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであ

ること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③木更津市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を木更津市の掲示板への提示により公告するとともに、様式第6号により認定した旨を当該団体に通知する。

④①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①法第23条第1項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること)が確実であると見込まれることその他政令第11条で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は当該農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③木更津市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときに限り、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定を行いたい旨の申出があった場合に特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

①(5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8)農用地利用改善団体に対する指導・援助

①木更津市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②木更津市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、君津農業事務所、農業委員会、木更津市農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)等の指導、助言を求めてきたときは、木更津市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 木更津市農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1)農作業の受委託の促進

木更津市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 木更津市農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の

基準の設定

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2)木更津市農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

木更津市農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

木更津市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、アプリやデータ活用、スマート農業やDX、IoT化による休日の増加や作業効率化による労働時間の短縮化などの就業改善を推進し、不安定な仕事量に起因する人手不足について、産地間人材リレーや短期的就労者の活用等により、解消に繋げていく。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、木更津市農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に関する様々な経験により、食に関する知識と食を選択する力を付け、更には農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、関係機関と連携しながら食農教育を推進していく。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農作物の収穫などの農業体験を行うことで、農業に関する知見を広めていく。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

木更津市、千葉県立農業大学校、君津農業事務所、農業委員、指導農業士、木更津市農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために君津4市4Hクラブ連合会への参加を促すとともに、木更津市商工会議所や木更津市地域農業再生協議会などとも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

木更津市農業協同組合への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3)関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校や千葉県農業者総合支援センターの活用、就農後の営農指導等フォローアップについては君津農業事務所、木更津市農業協同組合、認定農業者、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

木更津市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 経営体育成基盤整備事業(下内橋、真里地区)による農業生産基盤整備を通じて水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 木更津市は、経営体育成支援を推進し、果樹等の園芸作物の生産振興を図るとともに、農作物加工や観光農園等の導入を推進し、地域の活性化を図り、地域の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。また、さわやか畜産総合展開事業による家畜糞尿処理施設の整備も併せて推進し、畜産農家と耕種農家との連携のもとに家畜糞尿の再利用を進め、地域生活環境に配慮した農業生産の整備に資するよう努める。

ウ 木更津市は、農業経営の安定化に向け、新規需要米や高収益作物など需給の動向

を注視しながら推進するものとし、併せて農作物全体の販路拡大に努める。

エ 木更津市は、農業委員会、君津農業事務所、木更津市農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、地域計画の策定・実行を進めることで、安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進していく。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和5年 月 日から施行する。

別紙1(第6の2(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社等(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2)農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2(第6の2(2)関係)

農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき木更津市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用 賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。
③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	I の ④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。